

毎金だより

第24号

平成30年
12月発行



も く じ

- P2-4 ▶ 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告
- P5 ▶ 平成27年10月以降に公務員としての在職期間がある方へ
- P6-8 ▶ 年金相談コーナー
- P9-10 ▶ こんなときには届出を
- P11 ▶ 年金相談窓口一覧
- P12 ▶ ねんきんカレンダー

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

「平成30年分 公的年金等の源泉徴収票」を平成31年1月下旬にお送りします



平成30年中に老齢厚生年金や退職共済年金等の、退職または老齢を支給事由とする年金を受けとられた皆さまに、平成30年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『平成30年分公的年金等の源泉徴収票』をお送りします。

『公的年金等の源泉徴収票』は、確定申告の際の添付書類等として必要となりますので大切に保管してください。

平成30年分の確定申告は、平成31年2月18日(月)から同年3月15日(金)までの間に行うこととされています。詳しくは、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

●源泉徴収票に関するQ&Aは、4ページをご覧ください。

■源泉徴収票の送付スケジュール

平成31年1月下旬に、順次送付します。

源泉徴収票がお手元に届く時期が、郵便事情等によっては2月初旬となる場合があります。

なお、2月に入っても届かないときは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合[※]へご連絡ください。

※連絡先は、11ページ「年金相談窓口一覧」をご参照ください。

■源泉徴収票の送付対象者

平成30年中に老齢厚生年金や退職共済年金等の、退職または老齢を支給事由とする年金を受けとられた方に源泉徴収票が送付されます。

障害・遺族を支給事由とする年金については、非課税となりますので、源泉徴収票は送付されません。

※退職または老齢を支給事由とする年金は、所得税法上の雑所得として扱われ、所得税がかかります。

平成30年に受けとった年金額が、65歳未満で108万円を超える方や、65歳以上で158万円を超える方が所得税の源泉徴収の対象となります。

■源泉徴収票の再交付

源泉徴収票の再交付は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合にて承っております。大切な書類ですので紛失しないよう、ご注意ください。

● 平成30年分 公的年金等の源泉徴収票<見本> ●

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票												見本
支 受 け 払 る 者	住所又は 居 所	102-0084 東京都 千代田区 ××× ×××										
	氏 名	フリガナ	ネンキン タロウ			年金証書記号番号	86××000000001					
		年 金 太 郎			生 年 月 日	明	大	昭	平	年	月	日
							*			26	6	27
区 分				支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額				
法 第 2 0 3 条 の 3 第 1 号 適 用 分								円				
法 第 2 0 3 条 の 3 第 2 号 適 用 分												
法 第 2 0 3 条 の 3 第 3 号 適 用 分				1 7 1 3 1 9 9 円				1 3 9 4 4 円				
法 第 2 0 3 条 の 3 第 4 号 適 用 分												
本 人		源泉控除対象配偶者の有無		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住である親族の数		社会保険料の金額
特別 障害 者	その 他 の 特 別 障 害 者	一 般	老 人	特 定	老 人	其 他	特 別	其 他	特 別	其 他	千	円
		*		人	人	人	人	人	人	人		0
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				
(フリガナ)		区	分	1	(フリガナ)	区	分	1	(フリガナ)	区	分	
氏名	年 金 花 子				氏名				氏名			
(摘要)		2			(フリガナ)	区	分	2	(フリガナ)	区	分	
					氏名				氏名			
支 払 者	法 人 番 号	4010005002573										
	所 在 地	東京都千代田区 二番町2番地										
	名 称	全国市町村職員共済組合連合会					電 話 番 号	0 3 - 5 2 1 0 - 4 6 1 8				

※1
※2

退職・老齢を支給事由とする年金を共済組合から複数受給している方は、それぞれの年金を合算した源泉徴収票が1枚発行されます。

※1 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。
(平成30年分の扶養親族等申告書を提出された方は、第1号、第2号および第3号適用分のいずれかで区分しています。)

法第203条の3第1号適用分	64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方 昭和61年3月前に発生した退職を事由とする年金等を受けている方 (老齢基礎年金を受けていない方)
法第203条の3第2号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方(老齢基礎年金を受けている方) 65歳未満で繰り上げて特別支給の退職共済年金を受けている方
法第203条の3第3号適用分	老齢厚生年金および経過的職域加算額(退職共済年金)を受けている方 退職年金(退職等年金給付)を受けている方
法第203条の3第4号適用分	平成30年分の扶養親族等申告書を提出されていない方、提出を要しない方 (上記第1～3号に該当しない方)

※2 提出された扶養親族等申告書に基づき「*」印または人数を記載しています。
扶養親族等申告書の提出が必要ない方につきましては、空欄としています。
氏名欄の外字については正字に置き換わっていますのでご了承ください。(例:「高」→「高」、「崎」→「崎」)

▶ 所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

平成30年中の所得税を納めすぎている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

以下はその代表的な例です。

- 国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料等の社会保険料の支払いがあった方
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払いがあった方
- 災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財等に損害を受けた方
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- 一定額以上の医療費の支払いがあった方
- その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- 扶養親族等申告書を提出した後、年の中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方
- 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

▶ 所得税の確定申告を省略できる方

平成30年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする義務が免除されるという「確定申告不要制度」が設けられています。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。なお、所得税の確定申告を省略した場合であっても、お住まいの市区町村へ住民税の申告が必要となる場合があります。

- 所得税および所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。
- 住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

源泉徴収票 Q&A



Q1 社会保険料の金額とは何ですか？

A1 各支給期に年金から控除(特別徴収)された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の合計額です。(納付書により支払っている方は記載されません。)社会保険料額の内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療)担当課へお問い合わせください。

Q2 特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

A2 源泉徴収票は所得税法上の書類であるため、個人住民税額は表示されませんので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されないのですか？

A3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されません。ただし、確定申告等の手続きをする際には、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。なお、確定申告等の手続きに関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

[本人確認書類の例]

例1: マイナンバーカード

例2: 通知カード + 運転免許証等の顔写真付き身分証明書等

Q4 源泉徴収票の氏名欄に誤字や脱字がある場合は、どうすればいいですか？

A4 各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。【11ページ参照】なお、控除対象者欄の氏名については、外字が正字に置き換わっていますので、ご了承ください。(例: 「高」→「髙」、「崎」→「崎」)

平成27年10月以降に公務員としての在職期間がある方へ

平成30年10月からの基準利率および年金現価率について【退職等年金給付】

平成27年10月に創設された退職等年金給付(年金払い退職給付)制度では、年金給付の原資となる給付算定基礎額の利子を計算する際に用いる「基準利率^(※1)」および年金額の計算をする際に用いる「年金現価率^(※2)」を、地方公務員共済組合連合会の定款に定めることとされています。これらの率は、毎年10月に改定が行われます。

今回平成30年10月から平成31年9月まで適用される基準利率等は、以下のとおりとなりました。

年金現価率の変更に伴い、平成30年10月分から終身退職年金額および有期退職年金額が変更される場合があります。また、変更された方には、年金額改定通知書が送付されます。

年金現価率の詳細については、地方公務員共済組合連合会のホームページをご覧ください。

(※1) 基準利率 ……10年国債の応募者利回り等を勘案して設定されます。

(※2) 年金現価率 …基準利率や死亡率の状況や見通し等に基づき、退職年金が終身(有期退職年金の場合は支給残月数)にわたり概ね一定となるよう、終身年金現価率は年齢ごとに、有期年金現価率は支給残月数ごとに設定されます。

終身年金現価率 (主な年齢のみを掲載)

年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率	年齢	終身年金現価率
60歳	27.154816	75歳	14.581409	90歳	5.464850
65歳	22.824757	80歳	10.914316	95歳	3.769296
70歳	18.604681	85歳	7.840442	100歳	2.600334

有期年金現価率 (主な支給残月数のみを掲載)

支給残月数	240月(20年)	180月(15年)	120月(10年)	60月(5年)
有期年金現価率	19.879521	14.931976	9.969571	4.992260

基準利率 0.06%

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載していますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

年金相談コーナー

ここでは、年金受給権者の皆さまからいただくお問い合わせやご質問についてQ&A形式でご紹介します。

Q1 私は現在63歳の「特別支給の老齢厚生年金」の受給者です。公務員を退職後、趣味に没頭していましたが、この度、民間企業に就職することとなりました。就職しても、いままでどおり年金は支給されるのでしょうか。

A1 年金(老齢厚生年金または退職共済年金)の受給権者が、在職中(厚生年金の被保険者や国会議員、地方議会議員)である間は、年金額^{※1}(基本月額^{※2})と賃金(総報酬月額相当額^{※3})との合計額が一定の限度額を超えると年金の全部または一部が支給停止されます。原則として、年金の支給停止は厚生年金の被保険者になった月の翌月から行われます。

- ※1 「年金額」とは、すべての老齢厚生年金の額および退職共済年金の額(職域年金相当部分は除く。)を合算したものをいいます。
- ※2 「基本月額」とは、次のとおり計算された年金の月額をいいます。
基本月額 = (年金額 - 加給年金額^{※4} - 経過的加算額^{※5}) ÷ 12
- ※3 総報酬月額相当額 = (原則当月の標準報酬月額) + (原則当月以前1年間の標準賞与額等の合計) ÷ 12
- ※4 「加給年金額」とは、被保険者期間が20年以上である老齢厚生年金の受給権を有する方によって生計を維持されている配偶者や子がいるときに加算されるものをいいます。(Q2で詳しく説明します。)
- ※5 「経過的加算額」とは、老齢基礎年金の算定の基礎となる期間に含まれない第2号・第3号厚生年金期間(20歳前や60歳後の期間など)に係る定額部分相当として65歳以後の老齢厚生年金の額に加算されるものをいいます。

在職中の年金の支給停止の計算方法(平成30年度)

1 65歳未満の場合

基本月額と総報酬月額相当額との合計額が28万円を超える場合に、下記に掲げる区分に応じた年金の支給停止の計算が行われ、調整された年金額が支給されます。



■ 総報酬月額相当額が46万円を超える場合の調整後の年金支給月額

① 基本月額が28万円以下の場合

基本月額 - {(46万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)}

② 基本月額が28万円を超える場合

基本月額 - {46万円 × 1/2 + (総報酬月額相当額 - 46万円)}

■ 総報酬月額相当額が46万円以下の場合の調整後の年金支給月額

③ 基本月額が28万円以下の場合

基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 28万円) × 1/2

④ 基本月額が28万円を超える場合

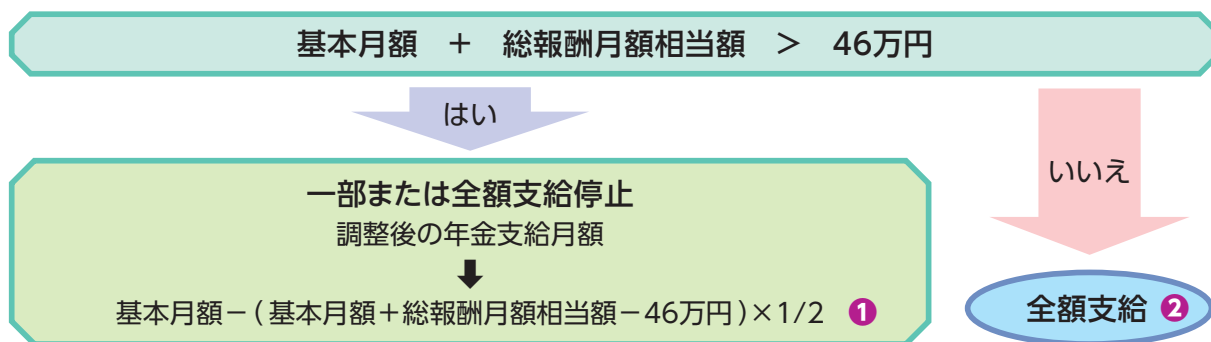
基本月額 - 総報酬月額相当額 × 1/2

※ 計算結果がマイナスになる場合は、年金は職域年金相当部分を除き全額支給停止となります。この場合、加給年金額も支給停止となります。

※ 職域年金相当部分は、国家公務員または地方公務員に就職した場合は全額支給停止となります。

2 65歳以上の場合

基本月額と総報酬月額相当額との合計額が46万円を超える場合に、下記に掲げる区分に応じた年金の支給停止の計算が行われ、調整された年金額が支給されます。なお、70歳以上の方については、厚生年金の被保険者ではありませんが、報酬を受けている場合には、調整の対象となる場合があります。



■ 基本月額と総報酬月額相当額との合計額が46万円を超える場合の調整後の年金支給月額

① 基本月額 - (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 46万円) × 1/2

※ 計算結果がマイナスになる場合は、年金は職域年金相当部分および経過的加算額を除き全額支給停止となります。この場合、加給年金額も支給停止となります。また、経過的加算額のみ支給の場合も同様に、加給年金額が支給停止となります。

※ 職域年金相当部分は、国家公務員または地方公務員に就職した場合は全額支給停止となります。

■ 基本月額と総報酬月額相当額との合計額が46万円以下の場合の年金支給月額

② 全額支給



今度、私は65歳を迎えます。65歳を迎え、配偶者がいると、「加給年金額」が加算されると聞いたのですが、どのようなものでしょうか。



加給年金額とは、被保険者期間が20年以上ある特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、65歳に到達した時点等で、その方によって生計を維持していた65歳未満の配偶者、18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子または20歳未満の障害等級の1級もしくは2級に該当する障害の状態にある未婚の子がいるときに加算されるものをいいます。

「加給年金額」について

● 配偶者の加給年金額(平成30年度額)

受給権者の生年月日	加給年金額
昭和9年4月1日以前	224,300円
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	257,400円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	290,500円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	323,600円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	356,600円
昭和18年4月2日以後	389,800円



● 子の加給年金額(平成30年度額)

子の人数	加給年金額
2人まで1人につき	224,300円
3人目から1人につき	74,800円

● 「加給年金額」が停止となる場合

加給年金額の対象となっている配偶者が、被保険者期間が20年以上の老齢厚生年金・退職共済年金、障害共済年金等(繰上げ受給の老齢基礎年金を除く。)を受けられる場合は、加給年金額の支給が停止されます。

● 「加給年金額」が失権となる場合

加給年金額の対象となっている配偶者または子が次の事由に該当したときは、加給年金額が失権となります。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (ア) 死亡したとき | (ク) 子(障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子を除く。)が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき |
| (イ) 受給権者によって生計を維持されている状態ではなくなったとき | (ケ) 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。)について、その事情がなくなったとき |
| (ウ) 配偶者と、離婚したとき | (コ) 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子が、20歳に達したとき |
| (エ) 配偶者が、65歳に達したとき | |
| (オ) 子が、養子縁組によって受給権者の配偶者以外の方の養子になったとき | |
| (カ) 養子縁組による子が、離縁したとき | |
| (キ) 子が、婚姻をしたとき | |

こんなときには届出を

次ページの「届出一覧表」1～6の事由に該当した場合は、届出が必要となりますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。



次ページの「届出一覧表」1～5の場合、届出が遅れると年金の過払いとなることがあり、過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなりますのでご注意ください。

《ワンストップサービスについて》

平成27年10月からの被用者年金一元化に伴い「ワンストップサービス」が導入され、一元化後に受給権が発生した厚生年金に関する手続きや相談については、受給権者が望む一つの窓口ですべての期間に係る手続きを行うことができるようになりました。

なお、一元化前に既に受給権が発生している共済年金や厚生年金については、ワンストップサービスの対象外であるため、基本的に共済組合や年金事務所に別々に届け出いただくこととなりますが、共済年金と厚生年金の手続きをあわせて行う場合には、一部届出等がワンストップサービスの対象となります。

届出をする際に、次ページの「届出一覧表」でワンストップサービスに該当するかをご確認ください。

■もしご本人が亡くなったら

老齢厚生(退職共済)年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間を合わせて25年以上の方に限ります。)やその受給資格を有する方、または障害等級1級もしくは2級の障害厚生(障害共済)年金^(※1)の受給権者が亡くなった時点で、生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円(所得で655.5万円)未満である方(配偶者・子・父母・孫・祖父母)^(※2)がいる場合は、遺族厚生年金の受給権が発生します。

また、該当する方がいない場合または遺族厚生年金・遺族共済年金の受給権者が亡くなった場合は、年金の受給権が消滅するため、年金の過払いや未払い分の給付が発生する可能性があります。

このような場合は、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

なお、遺族厚生年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止になることがあります。

(※1) 障害等級3級の方でも、65歳未満の方については、亡くなった原因によって該当する場合があります。

(※2) 遺族の順位は、①配偶者と子、②父母、③孫、④祖父母となります。ただし、夫、父母および祖父母については、55歳以上の方、子や孫については、18歳を迎えてから最初の3月31日を迎えるまでの間にある未婚の方、または20歳未満で障害等級1級もしくは2級の障害状態にある未婚の方に限ります。

● 届出一覧表

	届出様式	添付書類	ワンストップサービスの対象	備考	
1	公務員として再就職したとき				
	年金受給権者再就職届	年金証書	×		
	議会議員に就任したときまたは議会議員の方で議員報酬月額の変動や期末手当の支給があったとき				
	国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届			○	
	雇用保険法による失業給付を受けようとするとき				
	厚生年金受給権者	老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届	雇用保険受給資格者証の写し または 高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写し	○	※1
共済年金受給権者	雇用保険法による給付との調整事由該当・非該当届		×	※2	
2	加給年金額対象者に次のような異動があったとき ●加給年金額対象者である配偶者が次の年金を受給することとなったとき ・老齢厚生年金・退職共済年金で、単独または両方を通算して、被保険者期間が20年以上ある年金または法令により20年以上とみなされる年金 ・障害を事由とする年金(障害厚生年金・障害共済年金・障害基礎年金等) ●加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき ●加給年金額対象者である子が婚姻または養子縁組したとき、または養子縁組による子が離縁したとき等				
	厚生年金受給権者	・老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届 ・加算額・加給年金額対象者不該当届	異動事由により異なります。	○	※3
	共済年金受給権者	加給年金額対象者異動届書		×	
3	遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が婚姻(事実婚を含みます。)をしたとき 遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が、直系血族および直系姻族以外の方の養子となったとき 元組合員の養子であった遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が離縁したとき				
	各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。				
4	障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金の受給権者が婚姻したり子どもが生まれたとき				
	各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。				
5	年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき				
	厚生年金受給権者	年金受給権者所在不明届	年金証書の写し	○	
	共済年金受給権者	年金受給権者所在不明届出書	—	×	
6	氏名を変更したとき				
	年金受給権者氏名変更届		・年金証書 ・市区町村長の証明書または戸籍抄本(住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できる場合は不要。)	○	
	住所を変更したとき ※4				
	年金受給権者住所変更届		—	○	
	受取金融機関を変更するとき				
厚生年金受給権者	年金受給権者受取機関変更届	□座名義人フリガナおよび□座番号の確認ができる預金通帳の写し	○		
共済年金受給権者	年金受給権者異動報告書	または金融機関の証明	×		

※1 老齢厚生年金および退職共済年金を請求した際、請求書に雇用保険被保険者番号を記載している場合や、過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合、届出は不要です。

※2 これまで雇用保険法による給付を受給したことがあるが共済組合に届け出たことがない場合は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。

※3 加給年金額対象者である配偶者が、本連合会が支給する年金を受給することとなったときは、届出は不要です。その他の地方公務員共済組合が支給する年金を受給することとなったときは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。

※4 住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できる場合、届出は不要です。ただし、電話番号が変わった場合は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。

年金相談窓口一覧

(平成30年10月1日現在)

指定都市職員共済組合	TEL
札幌市職員共済組合	011-211-2432
川崎市職員共済組合	044-200-2143
横浜市職員共済組合	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	052-962-1485
京都市職員共済組合	075-222-3240
大阪市職員共済組合	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	078-322-5104
広島市職員共済組合	082-504-2061
北九州市職員共済組合	093-582-2224
福岡市職員共済組合	092-711-4145
市町村職員共済組合	TEL
北海道市町村職員共済組合	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	018-862-6754
山形県市町村職員共済組合	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	059-253-2706

市町村職員共済組合	TEL
滋賀県市町村職員共済組合	077-525-5784
京都府市町村職員共済組合	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	087-851-6680
愛媛県市町村職員共済組合	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	098-867-0785
都市職員共済組合	TEL
北海道都市職員共済組合 ^{※1}	011-512-1770
仙台市職員共済組合	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合 ^{※2}	052-228-0493
連合会	TEL
全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方

平成30年
12月平成31年
12月

までの予定です

ねんきんカレンダー

時 期	定期支給関係	そ の 他	
平成30年	12月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※2	
	12月14日(金)	年金支給日(10月・11月分)※3	
平成31年 ※1	1月下旬	平成30年分「源泉徴収票」(はがき形式)をお送りします。	
	2月15日(金)	年金支給日(12月・1月分)※3	平成30年分確定申告開始 (2月18日～3月15日)
	4月15日(月)	年金支給日(2月・3月分)※3	
	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※2	
	6月14日(金)	年金支給日(4月・5月分)※3	
	8月15日(木)	年金支給日(6月・7月分)※3	
	10月15日(火)	年金支給日(8月・9月分)※3	平成32年分「扶養親族等申告書」をお送り します(10月～11月頃)。
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※2	
	12月13日(金)	年金支給日(10月・11月分)※3	

※1 元号については、改元が予定されていますが、便宜上「平成」と表記しています。

※2 **【年金支払通知書】**は、支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**を送付します。
ただし、2月の**【年金支払通知書】**は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、送付しません。

※3 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、**【年金支払通知書】**が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。



共済組合に関係していることをほのめかず電話およびマイナンバー制度に便乗した電話にご注意ください。

- ① 最近、年金受給権者の方に対し、健康食品や開運商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほのめかして、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。指定都市・市町村・都市職員共済組合および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、ご注意ください。
- ② マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報を聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。共済組合では、マイナンバー制度に関連して、マイナンバーや個人情報を電話でお聞きするようなことはありません。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています。

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

年金だより

第24号 平成30年12月 発行：全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <https://ssl.shichousonren.or.jp/>